

岐阜市地域包括支援センター

北部だより

第31号
平成26年10月

災害における『自主避難』について

今年8月、広島市北部の住宅街を中心に豪雨による大規模な土砂災害が起き、多くの尊い命が失われました。

岐阜県においても高山市で激しい土砂災害の為に橋が流されてしまったり、岐阜市内でも大雨によって「避難準備」が出されました。

このように身近なところでも自然災害が起こりうる可能性は十分あります。

災害時、わたしたちはどう行動すれば良いでしょうか。

一緒に考えてみませんか。

①避難準備

【人的被害の発生する危険性が高まった状況】

- ・高齢者などの☆**災害時要援護者**やその支援者は避難を始めます
- ・通常に避難できる方は、家族との連絡や非常持出品の用意等を始めます

②避難勧告

【人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況】

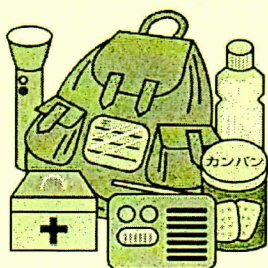
- ・すべての住民は指定された避難所に避難を始めます

③避難指示

【人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況】

【すでに人的被害が発生した状況】

- ・避難中の住民は直ちに避難を完了します
- ・避難していない住民は直ちに避難します。万一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動をとります



避難場所と
避難所の
違いは??

避難場所・・・あくまで一時的に集合し、災害状況や安否の確認をしたり、集団を形成できる場所（学校の校庭・公園など）

避難所・・・災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点となるもの（公民館・学校・寺院・福祉施設など）

* 普段の備えとして、避難場所までの安全な経路を確認しておきましょう

* 家族と連絡が取れず、自宅が被災した場合を想定し、家族との連絡方法・集合場所などを決めておきましょう

避難場所の
確認



☆『災害時要援護者』とは、災害が起きたとき、何らかの支援がないと自らの安全の確保が難しい方々のことです。

岐阜市では、地域全体で支援するために、『災害時要援護者台帳』への登録をお願いしています。

『災害時要援護者台帳』に登録すると、その方が自力避難が困難な理由などの情報を、市役所、地域の自主防災組織、消防団及び民生委員が共有して、平常時の防災指導や災害時の安否確認などの支援に備えます。

対象となる方: 要介護度3以上の方、ひとり暮らし高齢者(65歳以上)、高齢者世帯(夫婦ともに65歳以上)、寝たきり高齢者、認知症高齢者、療育手帳A、A1、A2所持者、身体障害者手帳1、2級所持者等

* 詳しくは、岐阜市防災対策課、福祉部各課、民生委員、
地域包括支援センターへおたずねください

となりや近所にどんな方が住んでるかご存じですか？

日頃から地域の方とのつながりを持つことが、

災害時の助け合いや安心につながります

物の備えだけでなく、

心も身体も健康でいることができるよう心がけましょう

岐阜市 地域包括支援センター 北部

○担当地区 鷺山・常磐

○ご相談は無料です

○秘密は厳守いたします

岐阜市南蝉2丁目122番地 北川ビル1階

058-295-4510

(お電話でのご相談は365日お受けします)

担当: 露武尊 神谷 西村 川出

